

## 児童の教育における高齢者の役割と法 ——児童福祉法における放課後児童健全育成事業の考察を中心として——

鏡 友恵\*・坂東 義雄\*\*

(2000年10月10日 受理)

### Roles of the Aged in the Education of Children and Law

KAGAMI Tomoe, BANDO Yoshio

#### はじめに

今日の我が国では、少子化の進行、夫婦共働き家庭の増加、三世代家族の減少等、児童や家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、家庭や地域社会の教育的な機能が低下していると言われている。こうした環境の変化を背景に、1997年第140回国会の児童福祉法改正で、児童保育施設等の見直し、母子家庭の自立支援の促進等とともに、放課後児童健全育成事業（いわゆる学童保育等）を新たに社会事業として制度化することが決まり、1998年4月からこの法律に基づいて、児童の自立支援の施策が進められることとなった。

一方、日本においては、少子高齢化が進行し、今後超高齢社会が到来することは必至である。独居老人や高齢者夫婦のみの家庭の増加、高齢者の雇用問題や介護問題、生きがいづくりの問題等、高齢者に関する問題も山積している。このような高齢者の諸問題の中から、特に生きがいづくりについていえば、世代間交流が少なくなり、地域的な結びつきや連帯意識が希薄になってきている今日において、高齢者の持つ知恵やこれまで培ってきた技術等を、児童健全育成事業等の児童の健全育成の場に制度的に活用することはできないものかと考える。このような問題意識から、本論文では、児童の教育における高齢者の役割の問題を、特に改正児童福祉法における放課後児童健全育成事業への高齢者の活用の問題を中心にして考察を行いたい。

以下、第1章では放課後児童健全育成事業として児童福祉法に法的に位置付けられた児童クラブの現状を見ながら、今日の児童を取り巻く環境を把握する。第2章では、高齢者の実態を高齢化の進行の具合、雇用状況等を見て、児童の指導者としての高齢者像を探っていく。第3章では児童福祉法を、放課後児童健全育成事業に関し、施設、人材、予算の3つの視点から分析し、本事業に高齢者が入り込めない問題について見ていく。第4章では、第1章から第3章を踏まえ、放課後児童

\* 熊本県姫戸町立姫戸小学校勤務

\*\* 鹿児島大学教育学部

健全育成事業に高齢者が関わっていくにはどうすればいいのかについて考えていく。

## 第1章 放課後児童の実態

### 第1節 今日の児童を取り巻く一般的傾向

第1章では放課後児童の現状を児童クラブ、児童館を通してみていくが、それに先立ち、まず利用者である児童の生活実態について考えてみたい。1996年7月の「第15期中央教育審議会第1次答申」によると、児童の生活実態として「ゆとりのない生活」が挙げられている。現在の児童は学校での生活、塾や自宅での勉強に時間を取られ、ゆとりのない生活を送っている。また、疑似体験や間接体験が多くなる一方で、生活体験や自然体験は不足し、家事の経験も少ない児童が増えている、と指摘している<sup>1)</sup>。また、答申によれば、児童に関する調査の結果、生活体験・自然体験に関しては、「布団のあげおろしやベッドの整理」「ナイフや包丁で果物の皮をむくこと」を全然していない・しないときが多いと回答した児童はそれぞれ49.4%、58.4%と半数近くおり、「乗り物でお年寄りに席をゆずること」「食料品などの買物に行くこと」に至っては67.3%、64.5%にものぼる児童が全然しない・しないときが多いのである。また、自然体験では「川で泳いだこと」「チョウやトンボ、バッタなどの昆虫をつかまえたこと」が「1回もない」児童がそれぞれ16.6%、14.8%いる。「わき水を飲んだこと」「魚釣りをしたこと」「日の出や日の入りを見たこと」といった体験も、4割以上の児童が「ほとんどない」、ということである<sup>2)</sup>。遊びに関しても、外で友達と遊ぶよりもテレビやビデオを見たりテレビゲームをして遊ぶ児童の方が多い。東京工業大学の仙田満教授により興味深い調査結果が報告されている<sup>3)</sup>。「田舎の子供は都会の子供よりも外で遊ばない」というのである。(ここでの田舎とは山形県の山村と田園地帯を指し、都会は横浜市の住宅開発地と旧市街を指す。)人口が集中し児童の人口密度の高い都市部では、遊び場も整備されているので外遊びする機会も案外多い。一方で、自然環境に恵まれているにもかかわらず田舎では、周囲に子供が少ないため遊び相手がおらず、家でテレビゲームに熱中するしかなくなってしまう。今は「自然の空間があっても遊べない時代」であることをこの調査結果は示している。

次に、家族や地域社会の現状について見ておきたい。家庭においては、少子化に伴う親の過保護や過干渉の反面、親の無自覚や仕事中心の生活スタイル、同居高齢者の不在等によって、家庭の教育的機能の低下が進んでいる。本来家庭で身につけるべき基本的生活習慣を習得しないまま小学校へ上がってくる児童が近年増加している。この対策として1998年、文部省は『家庭教育手帳』を各家庭に配布し、家庭で教えるべき生活習慣を提示し、その励行を喚起したのである。また、地域社会についても、都市化(過密化)と過疎化は、それぞれに旧来地域社会が持っていた共同体としての連帯性やその意識を弱めるとともに、地域社会の児童への教育力を失わせることになってしまった。この点について、答申は、調査を基に、「自分と地域の子供との関わりについて、『道で会ったとき声をかけた』36.8%、『危険なことをしていたので注意した』35.8%『悪いことをしたので注意したり叱ったりした』28.3%などの一方、『特になし』は29.9%となっており、約3割の人が地

域の子供との関わりを全く持っていない」<sup>4)</sup>と指摘している。これらの指摘からも、地域社会の教育力が弱くなってしまっていることが理解できる。

このように見てくると、現在の日本は学校・家庭・地域社会のつながりがあまり見えてこない。児童が健全に発達・成長していくためには、この3つの要素がそれぞれにその教育力を高めるとともに、互いに補いあい連携していくことが重要になってくるのは言うまでもない。

## 第2節 鹿児島市の児童クラブ

児童クラブとはいわゆる学童保育所のことである。「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」(児童福祉法第6条の2第6項)ことを目的とし、家庭に代わる継続的な生活指導と学習指導とを行う施設・事業である。対象は、「小学校に就学している概ね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」(同)とされている。児童クラブの実施日は、「年間281日以上開所し、1日平均3時間以上実施するものとする」<sup>5)</sup>ということで、鹿児島市の場合、日祝祭日と盆・年末年始を除く全ての日において実施している。開所時間帯は平日は午後1時から午後5時まで。指導員は常勤の者を児童数40人までに対して2人、41人以上に対して3人置くことになっているが、遊び盛りで好奇心旺盛な児童らにこの指導員の数は少ないように思える<sup>6)</sup>。鹿児島市内には35ヵ所の児童クラブが点在しているが、以下中郡児童クラブを例に具体的な活動内容や問題点を見ていきたい。

まず、具体的活動内容である。中郡児童クラブは中郡小学校の敷地内にあり、小学校の余裕教室を利用して1998年7月22日に開所された比較的新しい児童クラブである。2000年1月現在、児童の定員を40人と設定し、2人の常勤指導員、3人の非常勤指導員が在籍している。主任指導員は数十年の保母経験者であるが、他の4人の指導員は子育て経験のある主婦である。1日の流れは平日の場合、小学校での授業を終えた児童がそのまま児童クラブへとやって来る。制服から私服に着替え、まずは宿題を片付ける。これは強制ではないがたいていの児童はここで宿題を済ませる。指導員は児童が「分からないから」と質問に来たときは対応するが、指導員自ら教えるにいくようなことはしない。午後3時半頃になるとおやつである。遊具の片付け・手洗いをしてお茶とお菓子の準備をする。テーブルを囲んで皆で食べるのだが、食べ始めるまでかなりの時間を費やしてしまう。そこで、それぞれが勝手なことをしては迷惑になるということを自覚させるため、片付け・手洗いなどのリーダーを当番制にしている。「1度言ったくらいでは聞かないけど、毎日の繰り返しの中で躰をしていこう」という姿勢が見られる。おやつが終わると自由遊び・外遊びの時間である。室内で指導員と遊んだり児童同士で遊んだり、外(中郡小学校のグラウンド)で遊ぶ場合は必ず指導員が1人ついていく。児童は入所した時点で傷害保険に加入しているが、やはり事故には最も気を遣う。そして閉所時間の15分前に帰りの準備をし、あいさつをして午後5時に三々五々帰宅する。

夏休みや冬休みの長期休暇等で午前9時に開所する場合は、開所→学習→おやつ→自由遊び→お弁当→片付け・歯磨き→昼寝→計画遊び→おやつ→自由遊び→帰りの会→閉所という流れになる。

この中で計画遊びというのは、その日のメインイベントとなる。例えば、クッキー作り、ビデオ鑑賞、紙芝居、かるた会、手打ち野球大会、凧作り、凧上げ大会といったものである。夏休み後半などには宿題仕上げという“行事”も入っている。これが児童クラブの具体的活動内容である。

次に児童クラブにおける問題点をいくつか挙げてみたい。①児童クラブの数が少ないことである。児童クラブは少なくとも各小学校区に1つは必要である。現在鹿児島市立の小学校数61校に対し児童クラブは35カ所と6割弱(57.4%)しかない。②指導員の身分が不安定である。ほとんどの指導員が1年契約で再雇用を繰り返しているのが現状である<sup>7)</sup>。また、指導員の数が不足している。もっと多くの指導員を配置することが必要である。③小規模児童クラブに補助金が出ていないことである。鹿児島県では10人以上児童が在籍する児童クラブが補助の対象となる。10人未満では補助金が受けられない。小規模児童クラブにも補助金を出すべきである<sup>8)</sup>。④③とも関連するが、保護者の金銭的負担が大きいのということである。月額2,000円の保護者負担金に保険料が1,750円(1年分)。それに加えて1999年4月から利用者負担金として月額1,200円を鹿児島市へ納入しなければならなくなった。しかもこの利用者負担金は年々増額されることになっている。これにより、児童クラブへ入れたくても入れることができないという家庭が出てきている<sup>9)</sup>。⑤児童クラブに対する保護者の理解不足という問題もある。夏休みなどの長期休暇時には毎日のようにイベントが用意されているため、保護者が児童クラブに頼り切ってしまうという傾向がある<sup>10)</sup>。託児所代わりに子供を預けっぱなしという家庭も多い。保護者に時間的余裕があるときは家庭で親子のふれあいを持つことが、児童の健全な発達のためには大切であろう。

このように見てくると、より多くの指導員、より多くの児童クラブ、より多くの予算が望まれる。上で見た中郡児童クラブはかなり恵まれている方であり、活動内容も積極的である。他の児童クラブの中には部屋も狭く、「ただ遊ばせているだけ」のような児童クラブがあるのも事実である。

### 第3節 鹿児島市の児童館

児童館とは、児童が遊びや集団活動に自主的に自由に利用でき、必要な指導や援助を受けられる場所であり、全ての児童(18歳未満)を対象としている。鹿児島市には34カ所の児童ルーム(小型児童館)と2カ所の児童センターがある。鹿児島市の児童ルームは地域福祉館の中に、福祉ルーム、簡易老人憩いの家と共に併設されているところが多い。1999年6月9日付の厚生省事務次官の通知「児童館の設置運営について」によると、「建物には、集会室、遊戯室、図書室のほか、必要に応じて、静養室及び放課後児童クラブを設けること」としている。が、現在鹿児島市で放課後児童クラブを併設しているところはない。また、児童の遊びを指導する者として2人以上の児童厚生員を置くことを定めており、この職員の資格は児童福祉施設最低基準第38条で定められている。機能としては、「小地域を対象として児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子供会等の地域組織活動の育成助長を図る等児童の健全育成に関する総合的な機能を有するもの」<sup>11)</sup>である。一方児童センターは、「小型児童館の機能に加えて遊び(運動を主と



する)を通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有し」<sup>12)</sup>ている施設である。鹿児島市には城南町と三和町に2ヵ所この児童センターがあるが、「子育て・子育て支援に重要な地域性・日常性」<sup>13)</sup>を考えると、果たしてこの2ヵ所でいいのだろうかと思われる。

ここで、児童ルームの具体的活動内容と問題点について、鹿児島市にある甲南福祉館を例に見ていきたい。甲南福祉館は1984年に開館し、児童ルーム、福祉ルーム、老人憩いの家が併設されている。開館日は月曜日、祝祭日、盆・年末年始を除く全ての日であり、開館時間は午前8時半から午後5時までとなっている。児童は、児童ルームへは朝から来てかまわないが児童厚生員が来るのは午後1時からである。児童ルームの指導方針は、「健全な遊びの場の提供」と「縦社会での生活経験の場」の2つに大きく分けられる。特に2つ目の「縦社会での生活経験の場」では「公共施設の利用のマナーを身に付けさせる、あいさつをきちんと、小集団での協調性、ふれあい、読書好きな子供に」というのが具体的指導方針のようである。児童はそこで宿題をしたり、本を読んだり視聴覚ソフト(ビデオテープ)を見たりする。視聴覚ソフトの内容は、「かさじぞう」「アンデルセン」「コロンブス」「桃太郎」といった児童教育ソフトで、毎月市内の児童ルームの間で交換しながら児童に提供している。児童ルームの広さは50.39平方メートルで約30畳程の広さである。屋外に遊べるような施設はないので、児童はこの室内でのみ遊ぶことになる。そのため体を動かして遊び回るといったようなことはなかなかできない。また、福祉館で企画する行事は特にこれといってなく、児童は来館して自分たちで適当に遊び、そして帰っていく。同じ福祉館の中に老人憩いの家があり、高齢者も利用することが多々あるのだが、ほぼ全ての高齢者は趣味グループの活動のため利用するのが目的である。(例えば民謡、囲碁、民踊、詩吟、書道、太極拳等)そのため同じ施設内に児童と高齢者がいるにもかかわらず、双方の交流は全くない。

次に児童ルームの利用状況を見ていくと、1998年の統計<sup>14)</sup>では、甲南福祉館は年間1,108人、月平均92人と鹿児島市の児童ルームとしては東吉野、八幡に次いで3番目に低い利用率である。ちなみに最も利用状況が高い児童ルーム(上位3施設)は谷山で年間7,098人、月平均592人、次いで真砂が年間6,616人、月平均551人、星ヶ峯年間5,818人、月平均485人となっている。甲南が他地域と比べて利用率が低いのは、同地区に新興の住宅団地がなく、また土地代が高いため若い夫婦の居住率が低く、そのため児童も少ないことが影響していると考えられる<sup>15)</sup>。現在鹿児島市の児童ルーム(地域福祉館)は中学校区単位で建てられている。甲南のように児童の人口の少ない地域では中学校区単位でも十分だが、新興住宅地のある地域やベッドタウンとなっているような地域では小学校区単位での建設が望まれる。

また、課題として、児童ルームの積極的な利用を地域住民にアピールする必要もあるのではないかとこのことが言える。というのも、甲南福祉館を訪ねた際、外から一見すると病院のような外観で少し暗く、賑やかさのないひっそりとした建物だったからである。児童ルームの中では3~4人の女の子がボール遊びをしており、児童厚生員は机に座っているだけであった。これでどうやって「情操を豊かにし」たり「健康を増進する」ことができるのであろうかと考えてしまった。2000年

1月5日付の朝日新聞に、かつて児童センターに通っていた児童が高校生・専門学校生となり、地域のお兄ちゃんとして現在の児童に大人気の遊び相手になっているという記事が出ていた。児童ルームも、こういう地域のお兄ちゃん・お姉ちゃん等、異世代との交流の場として活用することができないものであろうか。

## 第2章 高齢者の実態

### 第1節 日本の高齢化の状況と高齢者の意識

まず、日本の高齢化の実態を見ておきたい。2000年現在の日本の高齢化率（総人口に占める割合）は17.2%、65歳以上の高齢者人口は2,187万人である。50年前の高齢化率4.9%、高齢者人口416万人という数値<sup>16)</sup>と比べてみると、如何に日本の高齢化が急速なスピードで進行しているかが見てとれる。言い換えるならば、50年前は総人口のうち、約20人に1人が高齢者だったのに対して、現在は約6人に1人が高齢者ということになるのである。では、全国の中で鹿児島県の高齢化はどのくらい進んでいるのであろうか。統計によれば<sup>17)</sup>、鳥根県の24.3%を筆頭に、鹿児島県は22.0%で全国5位にランクされている。この高齢化の要因として考えられるのが長寿化と少子化である。医療技術の発達や栄養状態の改善、公衆衛生の向上等により死亡率が低下し平均寿命が伸び、また未婚女性の増加、女性の社会進出、晩婚化の進行、仕事と育児の両立の難しさ等により出生率が低下し、少子化が進行している。

また、若い世代の核家族の増加と共に必然的に多くなるのが、高齢者世帯である。現在、高齢者の「単独世帯」は272万世帯、「夫婦のみの世帯」は396万世帯とそれぞれ全世帯数の18.4%、26.7%を占めている。これは、1975年の同調査と比較してみた結果、どちらもこの25年間に約2倍に増えていることが明らかになった。さらにこの増加は今後も続くと見られ、2020年には「単独世帯」が537万世帯、「夫婦のみの世帯」が585万世帯へと大幅な伸びを示すことが見込まれているのである<sup>18)</sup>。

鹿児島市の状況を見てみると、2000年3月末現在で総人口は54万3,236人である。この中で65歳以上の高齢者は8万6,418人で高齢化率は15.9%であり、鹿児島県の22.6%を下回っている。しかし、1975年の7.1%と比べると鹿児島市も確実に高齢化しているのである。

次に高齢者の暮らしと意識について見ていく。高齢者がゆとりのある安定した生活をするには、経済的な支えが大きな必要条件となる。現在は不況やそれに伴うリストラ、低金利等により生活費を如何にして得るかが問題となる。統計によれば、高齢者世帯の実収入は現在1カ月平均45万5,460円である。これを内訳で見えていくと、勤め先での収入が58.7%、公的年金などの社会保障給付が36.0%となっている。全勤労者世帯では、各数値が93.5%、3.4%となっていることを踏まえると、高齢者世帯では社会保障給付の割合がかなり高いことがこの統計から見てとれる。これからは高齢者が増え勤労世代が減っていくため、この社会保障制度（公的年金）もこのままでは頼りにできなくなってくる。その影響か、社会保障制度に頼らず、自ら老後の対策を立てようとする高齢

者が増えている。事前に個人年金や貯蓄等により、財産づくりに取り組むのである。それは、高齢者世帯の貯蓄現在高が全世帯の平均貯蓄現在高の1.5倍となっていることからうかがえる。<sup>20)</sup>

また、高齢者のイメージとして、孤独、ボケ、病気といった暗いイメージが抱かれやすい。しかし、実際には65歳以上の人全てが病気ではないし、孤独な生活を送っている訳でもない。むしろ統計は、会社等から引退しても健康であり、生きがいを持って暮らしている高齢者が案外たくさんいることを示している。例えば、65歳以上の高齢者の健康意識を調査してみると、「普通」「良い」と答えた人が全体で男性80.3%、女性が77.9%となっている。健康上の問題で日常生活に支障があるとする人の割合は約9.5%で、高齢者としてかなり低い数値と言えよう。<sup>21)</sup>また、「サラリーマンシニアを対象とした生きがい調査によれば、『生きがい』を持っている人と持っていない人との割合は8.5対1という結果」<sup>22)</sup>が出ている。こうして見てくると、私たちは高齢者に対してその全てをひとまとまりにしてマイナスイメージで捉えるという誤解があることが分かる。こういった発想はこれから改めていかなければならない。

私たちが思っているより高齢者が如何に積極的に社会に参加したいと思っているかは、次のようなデータを見ても分かる。「高齢期においては、フルタイムで働くのではなく、趣味やボランティア活動も行いつつ働きたいという要望が強い」ということ。「この1年くらいの中に、生涯学習をしたことがある60歳以上の者は約4割に上る」こと。「今後取り組んでみたい活動としてワープロ・パソコンと答えたものは、1994年の1.8%に対し、1999年は2倍以上の3.7%の者が興味を持っている」こと。また、ボランティア活動への参加では、「1980年度には、60歳以上の者のうち地域でのボランティア活動に参加している者は20.1%にすぎなかったのが1996年度には46.0%となっている」<sup>23)</sup>ことなどである。

私たちは高齢者の意識を正確に把握し、的確な対応策を考えていく必要がある。

## 第2節 高齢者の雇用状況

諸外国と比べてみて、我が国の高齢者の就業意欲、実際の就業率はこういったところに位置しているであろうか。ILOなどの調査によると、我が国の労働力率（人口に占める労働力人口の比率）は60～64歳では男性74.8%、女性40.1%である。65歳以上では他の先進国との差は更に大きく開き、我が国の高齢者の就業意欲や就業率の高さが見てとれる。また、就業理由としては、男女ともに、年齢が高くなるほど健康や生きがいのためと回答する割合が高くなっている。<sup>24)</sup>確かに、男女ともに、60歳を過ぎても何らかの職に就いていたいと希望する高齢者が少なからずいることが分かる。

次に一律定年制の実施状況を見ていくと、1990年には55歳以下で定年とする企業が19.8%だったのに対し、1999年の調査では0.5%へと大幅に減少している。一方で60歳定年制とする企業は60.1%から91.2%へと上昇し、また、65歳定年制とする企業は1990年の2.7%から1999年の6.2%へとこれもまた増加の傾向<sup>25)</sup>にある。この60歳定年制の大幅な増加は、1998年4月からの60歳以上定

年制の制度化が影響しているものと思われる。しかし、いくら定年の時期が延びても、一旦離職してしまうと、高齢者が再就職できる確率はかなり低くなる。これは現在の高い失業率や低い求人倍率を見れば一目瞭然である<sup>26)</sup>。

では、一旦離職してしまった高齢者はどうすれば良いのであろうか。こういった高齢者に対し、高年齢者職業経験活用センターやシルバー人材センターがある。高年齢者職業経験活用センターというのは、「60歳以上の高年齢者に対し、その職業経験を通じて得られた知識及び技能の活用を図ることができる短期的な雇用による就業の機会を提供することを目的」<sup>27)</sup>として設立されたものである。労働者の派遣、無料で職業紹介、職業経験活用就業のための講習、職業生活のための相談・助言、職業経験活用就業に関する情報提供等がこのセンターの業務内容である<sup>28)</sup>。高齢者はここに登録し、センターによって会員事業所等へ派遣されるという仕組みになっている。シルバー人材センターは、臨時的・短期的な就業機会の提供の場として、60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者が会員登録し、仕事を紹介してもらう機関である。仕事の内容としては、翻訳・タイプ等の専門技術から、一般事務、家事手伝い、老人の話相手等まで、さまざまな職種がある。1998年度末でシルバー人材センターは796団体、会員数47万5,671人である<sup>29)</sup>。

また、会社等の引退後の生活設計に向けての準備の支援として、主要な公共職業安定所に高年齢雇用就業支援センター・コーナーを設置している。(1999年度末現在36ヵ所)ここでは、「在職中の中高年齢者に対して、高齢期においても希望と能力に応じて働き続けることができるよう、必要なキャリア・技能の向上を図っていくための職業生活の設計を行うことを勧め、情報の提供、相談、援助等を行っている<sup>30)</sup>。」

このように見てくると、高齢者は必ずしも生活や金儲けのためだけに働いているのではなさそうである。自分のやりたいことをしたい、生きがいを持って仕事をしたいと望んでいるのではないか。高齢者が賃金収入ではなく生きがいややりがいの方に重点を置いて仕事を選ぶとするならば、会社や企業に再就職しなくても、パート的要素の強い職業であっても良いのではないか。そのためには、40代、50代において自分が得意とする分野を見つけ、自己開発をしておく必要があるのではないかと思われる。

### 第3節 鹿児島市の高齢者生きがい対策

21世紀の本格的な高齢社会に備えて、鹿児島市は1994年2月に「鹿児島市高齢者保健福祉計画(21輝きプラン)」を策定した。本計画の目指すところは、「保健・福祉サービスの目標量及び提供体制を明確化し充実した保健・福祉サービスを提供すること、それと生きがい対策や高齢者にやさしい街づくりなど高齢者のための総合的なサービスの提供体制を確立すること」<sup>31)</sup>である。鹿児島市は本計画をもとに、「在宅福祉サービス」、「生きがいづくり」、「高齢者医療」などさまざまな高齢者福祉施策を行っている<sup>32)</sup>が、この第3節では、高齢者の「生きがいづくり」に焦点をあて、鹿児島市の具体的な施策を見ていきたい。

鹿児島市では、高齢者がいきいきと生きがいを持って高齢期を過ごせるよう、次のような事業を行っている。

①敬老パス 本市に住んでいる70歳以上の人は申請をすると敬老パスがもらえ、市内を運行する市営バス、電車及び民営バスに無料で乗車できる。また、市立美術館（常設展示室のみ）、市立科学館、市営プール、維新ふるさと館、健康の森公園、ふるさと考古歴史館や仙巖園等も利用できる。

②高齢者福祉センター 与次郎と東桜島の2カ所にあり、高齢者相互のふれあいと交流を図り、生きがいと健康づくりを支援するための施設である。浴室、集会室、教養講座室、介護機器展示スペース、トレーニング室等がある。

③熟年アカデミー 高齢者に生きがいづくりや健康づくりの手法を紹介するとともに教養を高めて豊かな老後を送れるよう、毎年1回3ヵ月間ほど、高齢者福祉センターで開講される。科目は一般教養、健康づくり、趣味、ライフプラン、施設見学等で修了者には「熟年博士」の称号が授与される。

④高齢者洋上セミナー 高齢者自身の自立意識の啓発や生きがいづくりの手法等を紹介し、高齢社会への理解を深めるために催されるセミナー。大型フェリーにより錦江湾を1泊2日でクルージングしながら、講演会、食事パーティー、レクリエーション、ボランティア教室等の催物が行われる。1,000円の参加料が必要。

⑤老人クラブ 老後の生活を豊かなものにするため、地域または趣味を同じくする高齢者が自主的に集まり、相互交流やボランティア活動等をする団体。鹿児島市では、この老人クラブの結成や活動に対し補助を行っている。（運営費に対する補助、市内外交流のためのバス借上料に対する補助等）

⑥地域ふれあい交流助成事業 世代間の交流を図ることにより高齢者には生きがいの助長を行い、小中学生は高齢者の知恵を習得し、高齢社会への理解を図ることを目的に事業を実施する老人クラブ等に対し助成を行う。対象団体は老人クラブ、あいご会、町内会等で、参加人員が高齢者10人以上、小中学生10人以上の場合にのみ1事業につき5万円以内の助成金が出る。

⑦簡易老人憩いの家 高齢者が地域で気軽に娯楽や休養・クラブ活動等を行える場として、地域福祉館内に設置されている。鹿児島市には39カ所ある。

⑧シルバー人材センター 概ね60歳以上で、これまでの技術や経験を生かして社会に役立つことをしたいという高齢者に対し、仕事を紹介する。（年会費2,000円の会員制）仕事の内容は、除草や清掃などの軽作業、室内でする手先の仕事、筆耕、一般事務や経理事務、庭木の剪定などである。

⑨高齢者講座 8つの地域福祉館で高齢者を対象に、さまざまな学びの機会を提供している。例えば、健康教室、男の料理教室、園芸教室、日本画教室、短歌教室などである。

⑩その他 ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、レジャー農園の設置<sup>33)</sup>。

このように、鹿児島市では高齢者に対しさまざまな生きがいづくりの機会を与えている。しかし、「生きがい」というものは、自分が高齢者になって初めて見つけるのではなく、青年期、壮年期から見つけても良いはずである。このように見てくると、鹿児島市の生きがい対策は高齢者に対してのものばかりである。また、高齢者同士のみを対象としている事業が多いことも挙げられる。同世代同士が集まったほうが安心感があるし活動しやすいということもあろうが、世代間交流の機会が少なすぎるのではないかと思われる。上に挙げた施策のうち、「地域ふれあい交流助成事業」とい

うものがある。これは高齢者と小中学生がともにスポーツ活動やボランティア活動をしたり、しめ縄づくりをしたりするのだが、これはあくまでも特別の「行事」であり、そこに日常性はない。世代間交流がもっと頻繁に行われるような施策が求められる。

### 第3章 放課後児童健全育成事業関係法令の内容と問題点

#### 第1節 施設の設置・利用に関して

児童福祉法第6条の2第6項において、「放課後児童健全育成事業とは（中略）授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」（傍点引用者）と、本事業に関しては児童厚生施設等を利用することが規定されている。この「児童厚生施設等」を具体的に見ていくと、「放課後児童健全育成事業実施要綱」によれば、「児童館のほか、保育所や学校の余裕教室、団地の集会室などの社会的資源を活用して実施すること」と明記されている。実際、実施場所として学校の余裕教室や学校敷地内の専用施設など、学校内での実施が約4割を占めている<sup>34)</sup>。残りの約6割は、児童館や児童センター内、保育所、団地の集会室、アパートの一室ということになる。鹿児島市には2000年10月1日現在で35カ所の児童クラブがあるが、そのうち学校敷地内に施設があるのはたった2カ所である。割合としては全体の1割にも満たず、全国的な数値の約4割と比べると、圧倒的に低い数値であることが分かる。もっと多くの児童クラブが、小学校と同じ敷地内に設置される必要がある。

次に、施設の広さの問題がある。放課後児童健全育成事業に関しては、児童館等のように使用施設の広さに関する具体的な指定がなされていない。ちなみに児童館は、1999年6月9日付の厚生事務次官の「児童館の設置運営について」の通知で以下のように規定されている。小型児童館の場合、「建物の広さは、原則として、185.12平方メートル以上（中略）とし、適当な広場を有すること」となっており、児童センターの場合は「建物の広さは、原則として、297平方メートル以上、大型児童センターにあつては、500平方メートル以上とし、野外における体力増進指導を実施するために要する適当な広場を有すること」といった具合に、具体的数値をはっきりと示してある。一方、放課後児童健全育成事業に関しては、「本事業は法第6条の2第6項及び児童福祉法施行令第1条の規定に基づき、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施されなければならない（後略）<sup>35)</sup>」となっており、広さに関する規定はどこにも明記されていない。なぜ筆者は広さの規定にこだわるのか。それは、児童クラブの入所を希望する家庭が多いにもかかわらず、施設の広さによって収容できる人数が限られてしまい、思うように入所できないという現実があるからである。また、たとえ入所できたとしても、狭い部屋に多くの児童を押し込めてしまったら、果たしてそれを「健全な育成」と呼べるであろうか。

児童クラブの設置場所として、学校施設の他に児童館や保育所、団地の集会室等を挙げて選択の幅を広げているのは評価できる。しかし、事業の実施主体が市町村の場合には、最終的には学校施設の利用へと一本化し、やむを得ない事情がある場合は他の施設を利用しても良いというふうに変

えた方が実施者の市町村にしても、利用者にしても都合が良いのではないかと私は思う。具体的理由に関しては第4章第2節で述べることにする。

## 第2節 人材の確保に関して

放課後児童健全育成事業は1997年に法制化された事業であるが、本事業における指導員の資格はどのように規定されているのであろうか。これについては、1998年4月9日付の厚生省児童家庭局育成環境課長の「放課後児童健全育成事業の実施について」の通知の中で、「放課後児童指導員の選任に当たっては児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導するものの資格を有するものが望ましい」（傍点引用者）となっている。では、この児童福祉施設最低基準第38条とは、どのような内容なのであろうか。第38条は、「児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。」とし、次のいずれかに該当する者でなければならないとしている。①「母子指導員の資格を有する者」②「学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校若しくは幼稚園の教諭となる資格を有する者又は同法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、児童厚生施設の設置者（中略）が適当と認めたもの」となっている。つまり、児童館等の厚生員には、教諭の資格や母子指導員の資格を持っていないと、なれないのである。だが、放課後児童指導員については、「（前略）資格を有する者が望ましい」<sup>36)</sup>となっており、必ずしもその資格を持っていなくても良いという規定になっている。実際、鹿児島市の中郡児童クラブの放課後児童指導員は、5人の職員のうち4人までが「子育て経験のある主婦」であり、教諭や母子指導員等の資格は持っていなくとも採用されていた。彼女たちはその身分を1年契約の「非常勤」と位置付けられて、毎年再雇用を繰り返している。また、平日の児童クラブは開所時間が午後1時から午後5時までなので、そこで働く放課後児童指導員は勤務時間も収入もパートタイマーといった感じになってしまう。これから児童クラブが増えていけば、必然的に放課後児童指導員もかなりの数が必要になってくる。放課後児童指導員の資格を明確に規定する必要があるだろう。しかも、現在この放課後児童指導員には研修や学習の機会も少ない。したがって、この放課後児童指導員を養成・確保するための資格制度や研修制度が整っていないのは問題であり、これらの整備は今後の課題となるであろう。このほか、放課後児童指導員の人材確保の問題に関しては、1999年度版『こども白書』での「学童保育の必要性は社会的にも認められるようになってきたとはいえ、学童保育の内容（指導員の仕事内容）と指導員の配置・体制、指導員が仕事に専念できるような条件整備の必要がまだ十分に理解されていない」<sup>37)</sup>という指摘が的を射ているように思われる。しかし、放課後児童指導員を専任・常勤で固める一方で、やはり非常勤・臨時・嘱託の指導員の存在も必要になってくるのではないだろうか。というのも近年の急激な児童クラブの増加に伴って、有資格者で常勤の放課後児童指導員を大量に確保しようとしても現実には無理がある。そこで、児童クラブ内を指揮・統括する常勤指導員の下に、複数の非常勤指導員を配置するのである。そしてそこには、児童に



とって魅力のある優れた技術や知恵を持った人材をさまざまな分野から登用することが考えられるのである。

### 第3節 予算に関して

放課後児童健全育成事業において、その施設を設置・運営するにしても、放課後児童指導員を確保するにしても、最終的にはこれらに要する費用のことが問題になってくる。

ここで、放課後児童健全育成事業における国の予算を見ると、2000年度は、補助対象9,500ヵ所に対し、総額56億9,000万円の予算が組んである。昨年度比、2億1,000万円の増である。(対象ヵ所の昨年度比は500ヵ所増)<sup>38)</sup>補助単価としては、1ヵ所当たりの年間額が、児童数20～35人に対しては152万8,000円、36～70人に対しては250万6,000円、71人以上の場合は348万3,000円が放課後児童健全育成事業費として出される。そしてこの補助単価を国・都道府県・市町村が分担して負担するのである<sup>39)</sup>。

児童クラブ数の推移を見てみると2000年で1万976ヵ所(補助対象ヵ所9,500ヵ所)であり、11年前の1989年の6,310ヵ所に比べると大幅な伸びを示している。しかし、これを自治体数との比較で見ると、全国671市の中で児童クラブがあるのは634市であり、94%の設置率である。同じように東京23区では100%の設置率である。一方で、町では、1990町に対し、987町で50%、村に至っては568村のうち96村しか児童クラブはなく、設置率16.9%である<sup>40)</sup>。特に町村での児童クラブの設置率の低さが目立つ。(市についても、小学校区単位で設置してあるわけではないので、それほど多くの児童クラブがあるとは言えない。)全国の町村の放課後児童健全育成事業に対する予算拡充が課題である。

児童クラブの中での予算配分についてはどうなっているのだろうか。支出で言えば、8割強が人件費であり、残りが光熱費等の運営費となる。鹿児島市の中郡児童クラブでは、年間425万4,000円の補助金(2000年度分)を受けているが、その大部分は、やはり児童指導員の給料となる。中郡児童クラブでは、2000年1月現在2人の常勤指導員と3人の非常勤指導員がおり、予算が許す範囲内で非常勤指導員に来てもらっているのが現状である。

放課後児童健全育成事業は国等の補助によって完全に成り立っている訳ではなく、保護者負担金がある。保護者は月額2,000円をおやつ・行事費として児童クラブへ納入し、また、怪我・事故等の保険料として年間1,750円を児童クラブに納入しているのである。さらに、前述のとおり、1999年度から新たな利用者負担金として月額1,200円を鹿児島市へ納入しなければならなくなった。この新たな利用者負担金の目的は、他のサービス(託児所やベビーシッター等)を利用している家庭との支出の格差を縮めるためだという<sup>41)</sup>。しかし、月額2,000円の保護者負担金を払うことができなくて、児童クラブに入れたくても入れられない家庭があるのが現状である。利用者負担金の徴収は、こうした現状を改善する方向に反している。

もう一つ、気に掛かる問題がある。それは2000年の全児童クラブ数1万976ヵ所に対し、補助の

対象となった児童クラブは9,500カ所であり、残りの1,476カ所もの児童クラブは国からの補助を受けることができていないということである。なぜこの1,476カ所もの児童クラブは国から補助を受けられないのか。それは入所児童数が20人に満たないからである。現在、補助の対象は入所児童が20人以上の児童クラブに限られている。これもまた悲しい現実であるが、実際に子供を児童クラブに入れたくても、自分の住んでいる地域には児童クラブがない。そこで、隣の小学校区には児童クラブがあるということで、その小学校へ越境入学させ、その地区の児童クラブへ通わせている家庭もあるのである。これを見ると、地域住民（保護者）の児童クラブへの潜在的な需要はあるものの、小規模児童クラブでは補助の対象となり得ないことから児童クラブ自体が設置されず、この住民の需要に応えきれないという現実がある。国は都道府県や市町村の自治体と協力して、児童クラブを利用するにあたり、家庭の負担が少なくなるよう努力すべきであろう。

## 第4章 今後の放課後児童健全育成事業の在り方

### 第1節 学校施設の有効利用

第3章第1節で述べたように、児童クラブを設置する場合、学校施設を利用することが最も適しているように思われる。「第15期中央教育審議会答申」の中でも、「子供たちにとって最も身近で、かつ使い易く造られている学校施設をもっと活用していく必要がある」と学校施設の有用性を説いている。児童クラブが同じ小学校の敷地内にあることによるメリットは一体何であろうか。具体的にいくつか挙げてみたい。①放課後、児童が児童クラブへと移動する手間が省け、その分移動による交通事故等の発生の確率が低くなる。②児童クラブと学校との連携がとりやすくなる。③児童の遊び声等による騒音に対する近所からの苦情が出にくい。④小学校のグラウンドも使えるので外遊びができる、等が挙げられるだろう。特に③は、児童クラブのみならず、公園や保育所等でも出てくる問題である。2000年1月7日付の朝日新聞によると、公園や保育所が自宅近くに移転してくることが分かると、周辺住民から強い反発の声があがるというのである。反対派の男性（69歳）は同紙の取材に対し、「子供の声というのは、統制の取れていない騒音なんです。うるさくてしょうがない。」と語っている。また、自治体と住民側との間で取り交わされた文書には「送迎の車の交通規制、大声禁止、太鼓の練習禁止、窓は二重ガラスに」といった条件が並ぶ。現在、1995年度からの緊急保育対策等5ヵ年事業や1998年4月から法制化により、児童クラブの数が急激に増えているが、小学校の敷地内に児童クラブを設置することは、これらの問題の緩和にもつながるのではないかと考える。

学校の余裕教室を使うといっても、ただの空き教室をそのまま使うわけではない。もちろん、敷地内に児童クラブの専用施設が建てられるならば、それに越したことはないのだが、土地や費用の関係で全てが専用施設を建設という訳にはいかないであろう。そのような場合、余裕教室が使われるのだが、その際、放課後児童健全育成事業の実施者である市町村によって、ある程度整備される。鹿児島市の中郡児童クラブを例にとって見ると、以前は生活科の時に使用するための教室であった

ところを改造して児童クラブの施設としている。1階部分は図工室で現在でも授業に使われているが、2階部分の元生活科室用教室が改造してある。建物自体は本校舎から離れており、グラウンドを挟んで両側に本校舎と児童クラブの入った建物があるといった具合である。床のじゅうたんや児童の荷物置場となるロッカー、図書類や遊び道具は、市によって整備されたものである。また、中郡児童クラブでは積極的に諸行事を組み込んでいるため、夏休み期間中には様々な活動を児童とともに行う。例えばお菓子づくりやカレーづくりといった調理設備や調理器具を要するようなイベントも、学校の家庭科室を利用して行っているのである。これらの活動も、児童クラブが小学校の敷地内にあり、学校との連携がうまく取れているからこそできる活動であろう。

学校開放は地域と学校をつなぐ上でも重要なポイントである。最終的な目標は、学校の敷地内に児童クラブの専用施設を設置することである。そのためにも、これらの方向に沿った児童福祉法や社会福祉事業法等の関係法令の整備が望まれる。

## 第2節 高齢者の人材活用

第2章で見たように、今日の高齢者は社会参加に対する関心が高く、現職引退後も生きがいを持って暮らしていこうとする姿勢が見られる。高齢者の社会参加を考える場合に忘れてはならないのが、高齢者の社会的位置付けである。「現在の高齢者の活動内容は『高齢者でもできる』というものが多く、真に高齢者の能力を活用しているとは言い難い状況である。そこで高齢者を社会的資源として社会の中に位置付け人間としての成熟を生かせるような役割が与えられなければならない<sup>42)</sup>。」この「社会的資源としての高齢者」を、私は放課後児童健全育成事業の指導員としてぜひ活用すべきだと考える。特に、地域に根付いた児童クラブの中で、その地域に暮らす高齢者が、その地域独特の文化を伝承したり、家庭では行き届かない躰を自然に行ったりといった形で活用されることが望まれる。地域の高齢者が地域の子どもを育てるという考え方は重要である。

現在のシステムで、高齢者を放課後児童指導員として活用しようとする、老人クラブや地域の老人会等の組織を活用するやり方と、シルバー人材センターを活用する方法が考えられる。では、老人クラブはどのような活動をしているのであろうか。老人クラブは、高齢者の教養の向上、社会奉仕活動等を通じ高齢者の自主的活動の場として地域社会に定着しており、その主な活動は次の3つに分けられる。①社会奉仕活動 寝たきり老人、独居老人への慰問（友愛訪問）、公園・道路の美化、清掃奉仕、廃品回収、地域の催し物への協力等。②各種講座の開催 健康・栄養講座、短歌・書道等趣味の講座、社会問題等の教養講座、交通安全教育、歴史・文化の伝承活動等。③スポーツ振興事業 歩け歩け運動、ゲートボール、老人体操等である<sup>43)</sup>。

これらの活動の中で、高齢者を放課後児童指導員として活用するならば、①の社会奉仕活動において活用できるであろう。しかし社会奉仕活動とは基本的にボランティア活動であり、無償奉仕である。いくら老人クラブが活動に対し国から助成を受けているとしても、無料奉仕では放課後児童指導員として多くの高齢者を恒常的に活用することは困難であると思われる。老人クラブを使って

高齢者の有効活用を図ろうとするならば、老人クラブから児童クラブへ放課後児童指導員として出かけるというシステムも考えていかなければならないであろう。老人クラブは地域性の濃い団体であるし、児童クラブに入所する児童もその地域で生活している子どもである。この両者がつながりを持つことは、その地域に住む児童の健全育成とこの事業にかかわる高齢者の生きがいづくりに共に役立つことであろう。

次に、シルバー人材センターは現在どのようになっているのであろうか。シルバー人材センターは定年退職後の高齢者の意欲と能力に応じて、身近な地域で臨時・短期的な就業の場を提供するところである。主に紹介される職種は、除草や清掃などの軽作業、筆耕、一般事務や経理事務、留守番や家事補助、庭木の剪定などである<sup>41)</sup>。しかし、これらの職種は果たして生きがいを持って働けるものであろうか。確かに、筆耕や庭木の剪定、経理事務などは特別な技術や技能を持っていないとできない仕事であるが、除草や清掃などの軽作業は、必ずしもそのような職種ではない。生きがいを感じつつ働くという点から見て、高齢者が望んでいる仕事に必ずしも合致していないのではないかと思われる。そこで、このシルバー人材センターが紹介する職種のなかに是非、放課後児童指導員を加えてもらいたいと私は考える。持っている技能は何でも良いのである。例えば、地域の秋祭りの時に踊る獅子舞の踊り方を知っているならば、それを教えればいいし、書道が得意な人は書道を、仕事で英会話を得意としていた人は英会話を、料理が得意な人は料理の作り方を、絵を描くのが上手な人は絵の描き方をといった風に、その人それぞれが持っているちょっとした特技を生かしてほしいのである。しかも、地域の高齢者が地域の子どもたちに教えるということで、世代間交流を日常的に図ることができるのである。また、老人クラブと違い、シルバー人材センターは有償の仕事であるため恒常的な活動が期待できるのではないだろうか。

今、現在ある組織を使って、高齢者を放課後児童指導員として活用しようとする上記のようなやり方が考えられる。しかし、新たに別の組織を作るという考え方もできるのではないだろうか。各市町村役場内、あるいは教育委員会の中に放課後児童指導員を登録するのである。登録された高齢者は、児童クラブの要請に応じて放課後児童指導員として児童クラブに赴くのである。このように、公の事業として、登録された高齢者による放課後児童指導員の派遣制度を実施することにより、児童クラブに児童を通わせている家庭の負担も少なくなることも期待できるのである。このような、放課後児童健全育成事業の在り方は、児童福祉法や社会福祉事業法が規定している本事業の実施主体の中でも、とくに市町村に適している。市町村は本事業の指導員に関してもっと考えていかなければならない。

一方、市町村の運営のもとに高齢者を児童クラブへ派遣するためには、放課後児童指導員の資格、研修制度、常勤・非常勤の区別等の点で、児童福祉法における放課後児童健全育成事業関係法令の見直しも必要になるであろう。

### 第3節 体制の整備

これまで述べてきたように、放課後児童健全育成事業は、市町村による公立公営として実施されるのが適している。市町村が直接その実施主体となることによって、高齢者と児童クラブとの連携をよりよく推進することができる。老人クラブやシルバー人材センターなどの既存の高齢者組織を用いるにせよ、新たに放課後児童指導員登録制度を設けるにせよ、高齢者を、計画的かつ安定的に、児童クラブに派遣することが可能であろう。そして、このようなシステムを通じて、その地域に住む児童にとって魅力的な知恵や技術を持った高齢者が、児童クラブの要請に応じて非常勤の放課後児童指導員として児童クラブを訪れる。この高齢者はそれぞれ自らの生きがいを児童に伝えにやってくるのである。また、児童と触れ合い、児童に自らの知恵や技術を伝え教えることを生きがいにやってくる高齢者もいるだろう。そのため、非常勤放課後児童指導員は常勤の放課後児童指導員とは多少差のある賃金だとしても、「就業」といった感覚ではなく、「有償のボランティア」といった感覚でやってくるためとして問題はない。というのも、全く無償のボランティア活動として高齢者を派遣するならば、恒常的な活動は望めないからである。そしてこの児童クラブに入所している児童は、放課後になると学校と同じ敷地内にある児童クラブの施設へやってきて、そこで高齢者と遊び、学ぶのである。時には叱られたり、行儀が悪いとお説教されるかもしれないが。利用者負担金・保護者負担金も軽減され、児童クラブは誰でも受けられる公的なサービスになるのである。学校開放により、図書室や体育館も利用できる。

以上が私の描く児童クラブの未来予想図であるが、これを現実のものにするためには、国や都道府県はもちろん、市町村もかなりの努力が必要になってくる。この事業のために多大な予算を割くことにもなるし、地域社会の理解を得るため、広報活動も強化しなければならない。非常勤放課後児童指導員として派遣される高齢者に対し、市町村による研修も必要になる。その研修のため、学校の校長や教諭に講師を依頼する等々といったように細かく言えばきりが無い程である。ただ、このような体制の整備によって、高齢者にとっても児童にとっても、地域社会に対する関心は高くなるであろう。世代間交流も円滑に図ることができ、児童の健全育成に役立つのではないだろうか。

#### おわりに

これまで述べてきたように、児童に対する家庭と地域社会の教育力の低下が指摘される中で、1997年、児童福祉法の改正で放課後児童健全育成事業が新たに法制化された。一方、高齢社会の進行で、高齢者の生きがいづくりの必要性が求められている。本論文は、このような諸事情を背景に、高齢者の経験や力を、地域の児童の健全な発達・成長に生かすことができないか、この際、特に、新しく制度化された放課後児童健全育成事業を有効に活用することができないか、と考え、論じたものである。

高齢者が何らかの形で児童と接触を持ち、高齢者にとってはそれが生きがいとなる機会を、児童にとっては先人の知恵や技術の習得となる機会を持って欲しいと考えた。そのためには、児童と高

齢者が直接触れ合う場を持つことが必要である。今日の社会でこの両者が触れ合う機会は、そう頻繁にはない。しかも、たとえ触れ合う機会があったとしても、それは1日限りのイベントであったり、形式的なものであったりする可能性が高い。「定例的に文化の伝承として行われていた『しめ縄づくり』は、老人会が子どもクラブに指導していたが、文化の伝承という目的で行われていたものの、実際にはお年寄りが作るのを子どもたちが見ているだけで伝承には程遠いものであった<sup>45)</sup>。」このような事例はよくある話である。日頃、お互いの交流がないところで、その日だけ心をひとつにしてなにかをやろうと思っても限界があるのではないか。そこで、日頃から地域の児童と高齢者との関係を作っておけばいいのではないか。このため、児童と高齢者とが日常的に触れ合える場づくりの必要性を私は感じた。これが、改正児童福祉法における放課後児童健全育成事業の活用について論じた所以である。

第1章では、現在の児童の状況について述べた。児童に関しては生活体験や自然体験が減少しているのに反して疑似体験や間接体験が増加していること、家庭や地域社会に関しては子育て機能が低下していることを指摘した。また、児童クラブや児童館の実際の姿を見ることにより、家庭とともに児童の生活指導や学習指導をやっていくというその趣旨（特に児童クラブ）は子育てにおける社会的サービスの充実という観点から、素晴らしいものであると感じた。ただそこに、私の理想とする高齢者の姿、世代間交流の考え方は存在しなかった。

第2章では、高齢者の現状について述べた。現在、介護保険制度についてのニュースが多いせいであろうか、私たちは高齢者といえば皆が不健康であろうという誤解をしやすい。しかし、現実にはそのようなことはなく、身体的にも精神的にも元気な高齢者は多い。そして定年後の人生をより自分らしく生きようと願う高齢者が、定年後も何らかの形で社会と関わっていこうとする意識が高いことは、第1節で述べたとおりである。だが、高齢者の雇用となると社会は高齢者に対して冷たく、なかなか門戸を開いてくれない。そこで、「就業」としてではなく、「生きがい」として社会と関わりを持っていけば良いのではないかと思ひ、第3節では鹿児島市の生きがい対策についても述べた。そこには、高齢者に対する様々なサービスや生きがいづくりの場が設けてあった。だが、それは高齢者だけを集めて高齢者のためだけに行われるものが多く、やはりそこに世代間交流といったものはあまり見られなかった。

第3章では、児童福祉法における放課後児童健全育成事業に関し、実際に鹿児島市の関係施設（児童クラブ、児童館）の調査を行い、現在どのようなやり方で本事業が行われているのかを明らかにした。まずは、本事業を行うための施設に関して、学校施設の積極的利用の必要性を述べた。また、人材としての指導員の現状を見、指導員に対する体制の不備、数の不足などに問題があることが分かった。本事業がスタートしたのは1998年4月からであるから、これからの行政の対応に期待するところが大きい。予算に関しては、年々、学童保育に対する予算は増えているものの、児童クラブの全国的な普及（小学校区単位での設置）を考えると、やはりまだ不足しているということが言える。

第4章では、今後、高齢者が放課後児童健全育成事業に関わっていくには具体的にどうしたら良いのかについて自分の考えを述べた。まず、学校が地域と児童をつなぐ場となり得るようという期待も込め、学校施設の有用性を説いた。そして本事業に高齢者を非常勤の指導員として活用するための方策について考えた。老人クラブの利用、シルバー人材センターの利用など既存のシステムの活用も考えたが、市町村を本事業の実施者とする自治体中心の新たな公的システムづくりの必要性を強調した。

最後に、本論文では児童と高齢者の世代間交流に焦点を当てて論じてきたが、この両者の中間にあたる中・壮年期層も世代間交流における大切なファクターであることは言うまでもない。これから始まる21世紀が、世代を越えて学びあい、育ちあい、そして互いに生きがいを見いだすことができる社会になるよう願って止まない。

なお、本研究にあたり、聴き取り調査や資料提供等でご協力をいただいた中郡児童クラブ、甲南福祉館、鹿児島県教育委員会、鹿児島市児童家庭課・高齢者福祉課の関係者の皆様に改めて感謝の意を表し、心からお礼を申し上げます。

#### 注

- 1) 「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(上) —子供に[生きる力]と[ゆとり]を一」『季刊教育法』107(エイデル研究所 1996年)114頁参照
- 2) 「新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機—(答申)」(中央教育審議会 1998年)47頁・97頁参照
- 3) 仙田 満「少子家族」(朝日新聞 1995年3月21日付)参照
- 4) 前 掲 1) 116頁参照
- 5) 厚生省児童家庭局育成環境課長通知「放課後児童健全育成事業の実施について」(1998年4月9日付)参照
- 6) 中郡児童クラブ指導員からの聴き取り調査による。
- 7) 日本子どもを守る会編『子ども白書1999年版』(草土文化 1999年)115頁参照
- 8) 同 上
- 9) 前 掲 6)
- 10) 同 上
- 11) 厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」(1999年6月9日付)参照
- 12) 同 上
- 13) 許斐 有『子どもの権利と児童福祉法—社会的子育てシステムを考える』(信山社 1996年)参照
- 14) 甲南福祉館所蔵資料による
- 15) 甲南福祉館職員からの聴き取りによる
- 16) 厚生省編『厚生白書 平成12年度版 新しい高齢者像を求めて—21世紀の高齢社会を迎えるにあたって—』(ぎょうせい 2000年)6頁参照
- 17) 総務庁編『高齢社会白書 平成12年度版』(大蔵省印刷局 2000年)46頁参照
- 18) 前 掲 17) 49~50頁参照
- 19) 同 上 71頁参照
- 20) 前 掲 17) 72頁参照
- 21) 香川正弘他著『生きがいある長寿社会学びあう生涯学習 生きがいづくり支援の現状と展望』(ミネルヴァ書房 1999年)7頁参照
- 22) 同 上
- 23) これらの質問条項・回答の数値などは、前掲16) 99頁参照



- 24) 前 掲 16) 86頁参照
- 25) 総務庁統計局編『日本の統計 2000』（日本統計協会 2000年）44頁参照
- 26) 前 掲 17) 133頁参照
- 27) 同 上 136頁参照
- 28) 同 上
- 29) 同 上 137頁参照
- 30) 同 上 138頁参照
- 31) 鹿児島市『輝きライフ—ぬくもりと生きがいに満ちた長寿社会をめざして—』（鹿児島市福祉事務所高齢者福祉課 1999年）9頁参照
- 32) 同 上
- 33) 鹿児島市『輝きライフ—ぬくもりと生きがいに満ちた長寿社会をめざして—』（鹿児島市福祉事務所高齢者福祉課 2000年）7～15頁参照
- 34) 厚生省編『厚生白書 少子社会を考える—子供を生ま育てることに「夢」を持てる社会を—』（ぎょうせい 1998年）164頁参照
- 35) 前 掲 5) 参照
- 36) 同 上
- 37) 前 掲 7) 114頁参照
- 38) 日本子どもを守る会『子ども白書 2000年版』（草土文化 2000年）178頁参照
- 39) 同 上
- 40) 前 掲 38) 179頁参照
- 41) 鹿児島市児童家庭課職員への聴き取りによる
- 42) 経済企画庁国民生活局『高齢者の新しい社会参加活動を求めて』（大蔵省印刷局 1999年）8～9頁参照
- 43) 前 掲 21) 88頁参照
- 44) 前 掲 33) 15頁参照
- 45) 小林文人・猪山勝利『社会教育の展開と地域創造』（東洋館出版社 1999年）146頁参照

(付記) 本稿は、鏡が1999（平成11）年度に鹿児島大学教育学部に提出した卒業論文「教育における高齢者の役割と法—児童福祉法における放課後児童健全育成事業の考察を中心として—」を基に、補筆・修正したものである。本研究は、改正児童福祉法の施行後に、いち早く鹿児島市の放課後児童健全育成事業関連施設等を実地に調査し、本事業の在り方を考察したところに特色がある。考察に基づく提言を、現時点で、広く社会に示すことに意義を認め、論文の未熟さをもかえりみず、あえていま発表することにしたものである。本論文の作成過程で坂東は全般にわたって指導・監修を行ったが、本論文の研究上の成果は鏡に帰属すべきものである。(坂東)